

都城市中心市街地 再生プラン事業費補助金 交付要領

問い合わせ先

商工観光部 商工政策課 中心市街地活性化室

TEL0986-23-2983 FAX0986-23-2658

E-mail toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp

1. 中心市街地再生プラン事業

- 中心市街地の空き店舗等を活用し、新たに出店する事業者や、空き店舗等の再生活用を進める物件所有者、空店舗等を解体する物件所有者、また、新たに商業施設等の店舗を整備する事業者を支援します。
- 中心市街地に設定した**エリア（最重点エリア・重点エリア）** ※2ページ参照において、さまざまな事業に合わせた支援を行います。

2. 補助金交付申請・交付決定について

- 申請期間 令和6年2月末日まで随時募集します（土、日、祝日は除く）。
※ただし、予算がなくなり次第、募集を終了。
- 審査会 リノベーションまちづくり事業、商業施設等整備事業(自己使用する場合) を活用する場合は、中心市街地再生プラン事業審査会による補助金の交付決定が必要です。
申請から認定まで1～2ヶ月程度かかります。
※審査会は毎月1回開催予定です。補助金交付申請を月末で締め切り、翌月の審査会で審査します。申請書類に不備等があった場合は翌々月の審査会に延期になる場合もありますので、事業実施に向けた計画的な申請をお願いします。
- 交付決定 補助金等交付申請書提出を受け、審査会による審査の上、認定の可否を決定します。認定した場合には、すみやかに交付決定通知書により通知します。

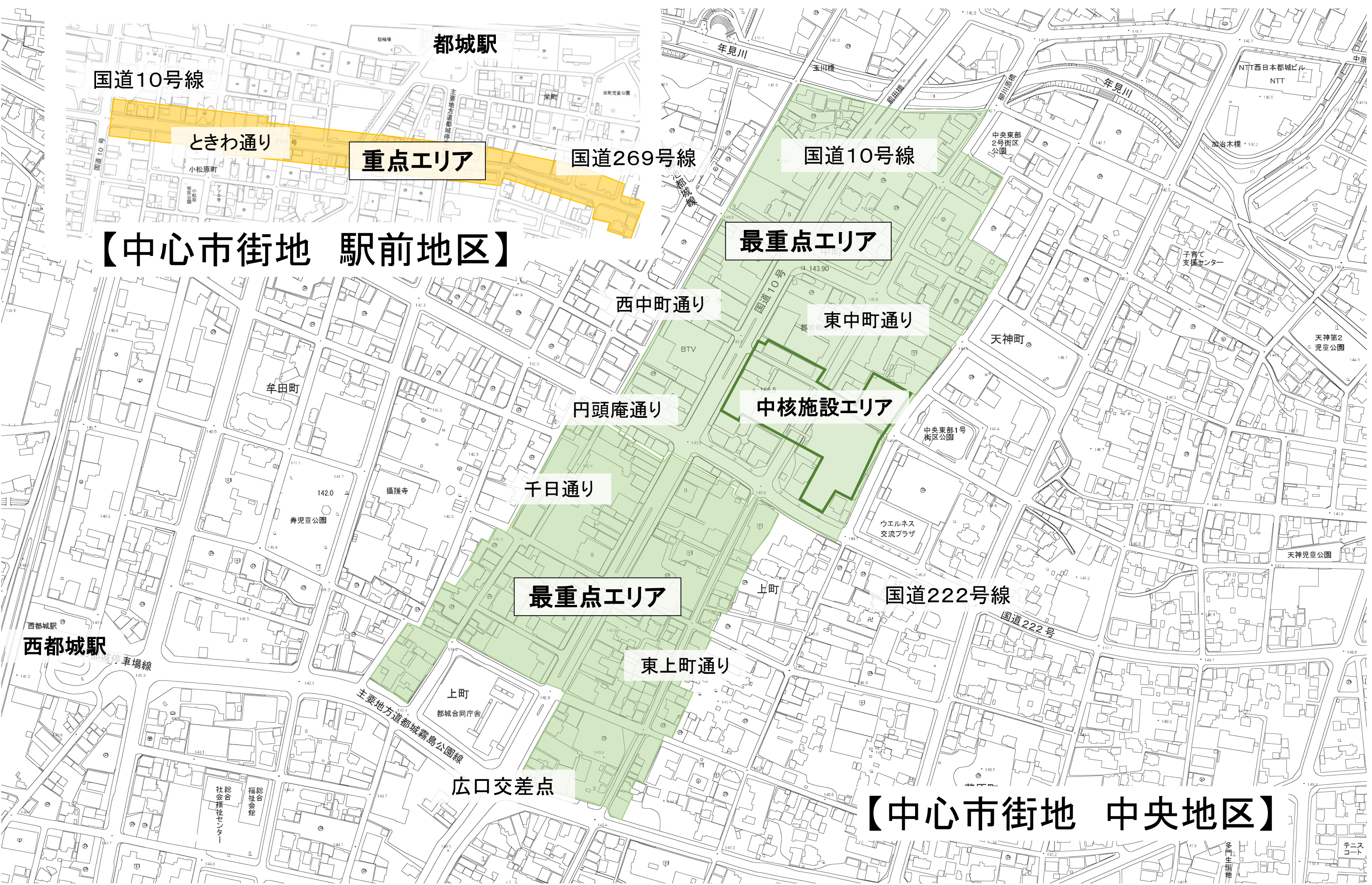
※認定前に工事等に着手した事業は対象になりません。

※令和6年3月下旬までに工事、工事等代金の支払い、補助金申請までの全てが完了しないと補助金を支払うことができませんのでご注意ください。

3. 事業の対象エリア

※中心市街地再生プラン事業は、エリア別に設定した補助率・上限額で支援を行います

■ : 最重点エリア ■ : 重点エリア



4-1. 支援メニュー

※詳細は、都城市中心市街地再生プラン事業費補助金交付要綱をご覧ください。

□ 空店舗リフォーム事業

事業名	対象・事業内容・補助条件	対象エリア	補助率	補助上限額 (万円)
空店舗リフォーム事業	<p>対象：空店舗所有者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業エリア内の空店舗等を所有する者等が、店舗・事務所等として賃貸するために必要な内・外装工事および残置物撤去が対象（経費20万円以上）。ただし、過剰と認める改装工事等、器及び備品は対象外。 ※工事と一体となって、建物に固定して設置することが通例とされる器具及び備品の一部（空調工事のエアコンや水道工事のシンク、電気工事の換気扇、内装工事の取付棚など建物の資産価値にかかわるもので建物の構造に影響を及ぼす工事を必要とするもの）は対象とする。 ・補助対象経費が160万円以上の工事の発注は、都城市、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者であること。 	最重点	2/3	500
		重点	1/2	300

提出必要書類

補助金等交付申請時	実績報告時
<ol style="list-style-type: none"> 1 事業概要書（様式第5号） 2 建築課及び消防局協議事項確認書（様式第6号） 3 収支予算書（様式第7号） 4 事業支援表明書（様式第8号） ※二宮タウンマネージャー作成 5 仕様明細を含む見積書（2者以上）の写し 6 市税の滞納のない証明書 7 店舗等の現況写真（外観、内装） 8 補助対象経費が160万円以上で都城市以外の発注の場合、入札参加資格に関する情報を記載した書類 9 法人の場合は、法人の登記事項証明書 10 年度をまたいで事業を実施する場合は工事着手時期及び竣工時期が分かる書類 11 建物の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し ※店舗を賃貸借した場合は店舗賃貸借契約書の写し 12 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあっては、次の区分別に掲げる書類を提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の改修 同補助金の交付決定書の写し (2) 同補助金を活用しない建物の改修 <ol style="list-style-type: none"> ア 分析機関が発行した分析調査結果報告書等 イ 分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業請負契約書の写し 2 事業内容の内訳が分かる書類 3 施工前及び施工後の写真 4 収支決算書（様式11号） 5 領収書の写し 6 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあっては、次の書類を提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 分析機関に費用を支払ったことを証する領収書の写し (2) 除去等事業に関する関係法令の届出等の写し

4-2. 支援メニュー

※詳細は、都城市中心市街地再生プラン事業費補助金交付要綱をご覧ください。

□ リノベーションまちづくり事業

事業名	対象・事業内容・補助条件	対象エリア	補助率	補助上限額 (万円)
リノベーション まちづくり事業	<p>空店舗等に出店する特定業種（※P7~9の補助対象業種参照）のテナント事業者</p> <p>ただし、既に補助対象業種を営んでいるものがエリア内で移転する場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗等改装に伴う改装費・設計費等が対象。ただし、過剰と認める改装工事工事等、器具及び備品は対象外。 ※工事と一体となって、建物に固定して設置することが通例とされる器具及び備品の一部（同上）は対象とする。 ・補助対象経費が160万円以上の工事の発注は、都城市、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者であること。 ・補助の条件は、2年以上継続して営業すること。また、午前10時から午後6時までの間に4時間以上営業し、且つ、1月あたりの営業日数が原則として20日以上であること等。 	最重点	2/3	500
		重点	1/2	300

提出必要書類

補助金等交付申請時	実績報告時
<ol style="list-style-type: none"> 1 事業概要書（様式第5号） 2 事業計画書 3 建築課及び消防局協議事項確認書（様式第6号） 4 収支予算書（様式第7号） 5 事業支援表明書（様式第8号） ※二宮タウンマネージャー及び都城商工会議所作成 6 仕様明細を含む見積書（2者以上）の写し及び改修内容の判る設計図等 7 住民票（法人の場合は、法人の登記事項証明書） 8 履歴書（個人事業者の場合のみ） 9 市税の滞納のない証明書 10 店舗等の現況写真（外観、内装） 11 補助対象経費が160万円以上で都城市以外の発注の場合、入札参加資格に関する情報を記載した書類 12 年度をまたいで事業を実施する場合は工事着手時期及び竣工時期が分かる書類 13 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあっては、次の区別に掲げる書類を提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> （1）都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の改修 同補助金の交付決定書の写し （2）同補助金を活用しない建物の改修 <ol style="list-style-type: none"> ア 分析機関が発行した分析調査結果報告書等 イ 分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業請負契約書の写し 2 事業内容の内訳が分かる書類 3 施工前及び施工後の写真 4 収支決算書（様式11号） 5 領収書の写し 6 営業許可書（許認可を必要とする業種のみ） 7 防火対象物使用開始届の写し（消防法施行令別表第1に掲げる対象物のみ） 8 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあっては、次の書類を提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> （1）分析機関に費用を支払ったことを証する領収書の写し （2）除去等事業に関する関係法令の届出等の写し

4-3. 支援メニュー ※詳細は、都城市中心市街地再生プラン事業費補助金交付要綱をご覧ください。

□ 空店舗等解体事業

事業名	対象・事業内容・補助条件	対象エリア	補助率	補助上限額 (万円)
空店舗等解体事業	対象：空店舗等所有者等 ・商業店舗、事務所など現に使用されていない空店舗等を解体する場合の解体事業費が対象（空店舗等の全部を解体するもの）。ただし、移転等により補償を受けるものを除く。 ・補助対象経費が160万円以上の工事の発注は、都城市、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者であること。 ・解体後180日以内に新たな店舗等の建築に着手する場合は、補助条件を優遇する。 ※ただし、新たな店舗等は、要綱別表第3に掲げる業務に該当しないことなどが条件。	最重点 (解体後新たな建築事業有り)	4/5	3,000
		最重点	2/3	
		重点 (解体後新たな建築事業有り)	2/3	1,000
		重点	1/2	

提出必要書類

補助金等交付申請時	実績報告時
1 事業概要書（様式第5号） 2 収支予算書（様式第7号） 3 事業支援表明書（様式第8号） ※二宮タウンマネージャー作成 4 解体工事の仕様工事明細を含む見積書（2者以上）の写し 5 解体工事着手前の空店舗等の現況写真（外観、内観） 6 建物所有者は建物の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し それ以外は、賃貸借契約書又は建物所有者と解体の了承について照明できる書類 7 市税の滞納のない証明書 8 店舗等の現況写真（外観、内装） 9 補助対象経費が160万円以上で都城市以外の発注の場合、入札参加資格に関する情報を記載した書類 10 新たに店舗等を建築する場合は、新たに建築する店舗等の仕様明細を含む見積書 11 新たに店舗等を建築する場合は、新たに建築する店舗等の図面等の写し 12 年度をまたいで事業を実施する場合は工事着手時期及び竣工時期が分かる書類 13 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を解体場合にあっては、次の区分別に掲げる書類を提出すること。 (1) 都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の解体 同補助金の交付決定書の写し (2) 同補助金を活用しない建物の解体 ア 分析機関が発行した分析調査結果報告書等 イ 分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類	1 解体に係る事業請負契約書の写し 2 解体に係る事業内容の内訳がわかる書類 3 施行前及び施工後の写真 4 収支決算書の写し（様式第11号） 5 領収書の写し 6 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を解体する場合にあっては、次の書類を提出すること。 (1) 分析機関に費用を支払ったことを証する領収書の写し (2) 除去等事業に関する関係法令の届出等の写し

4-4. 支援メニュー ※詳細は、都城市中心市街地再生プラン事業費補助金交付要綱をご覧ください。

□ 商業施設等整備事業

事業名	対象・事業内容・補助条件	対象エリア	補助率	補助上限額 (万円)
商業施設等整備事業	<p>対象：特定地域内において、新たに施設整備を行う事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域内での、仮設・常設の施設整備費が対象であり、テナント単位で支援。ただし、過剰と認める改装工事工事等、器具及び備品は対象外。 ・補助対象経費が160万円以上の工事の発注は、都城市、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者であること。 ・補助の条件は、事業者がテナント（※P7～9補助対象業種）を自己使用する場合には、出店後2年以上継続して営業すること、また、午前10時から午後6時の間に4時間以上営業し、かつ20日以上営業に努めること。店舗として貸し出す場合は、店舗利用が要綱別表3に掲げる業務に該当しないことなどが条件。 	<p>最重点</p> <p>※1事業（建物）あたりの補助限度額は3,000万円 ※1坪あたりの補助限度額は50万円</p>	1/2	500
		<p>重点</p> <p>※1事業（建物）あたりの補助限度額は1,800万円 ※1坪あたりの補助限度額は30万円</p>	1/2	300

提出必要書類

補助金等交付申請時	実績報告時
<ol style="list-style-type: none"> 1 事業概要書（様式第5号） 2 事業計画書 3 建築課及び消防局協議事項確認書（様式第6号） ※既に建築確認を受けているものは確認済証の写し 4 収支予算書（様式第7号） 5 事業支援表明書（様式第8号） ※二宮タウンマネージャー、自己使用の場合は都城商工会議所作成 6 整備前の現況写真 7 仕様明細を含む見積書（2者以上）の写し及び新たに建築する施設の図面等の写し 8 住民票（法人の場合は、法人の登記事項証明書） 9 履歴書（個人事業者の場合のみ） 10 市税の滞納のない証明書 11 補助対象経費が160万円以上で都城市以外の発注の場合、入札参加資格に関する情報を記載した書類 12 年度をまたいで事業を実施する場合は、工事着手時期及び竣工時期が分かる書類 13 土地の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し。 ※空き地等を賃貸借した場合は、空き地等に係る賃貸借契約書の写し 	<ol style="list-style-type: none"> 1 新たに整備する施設に係る事業請負契約書の写し 2 新たに整備する施設に係る事業内容の内訳が分かる書類 3 施工前及び施工後の写真 4 収支決算書（様式第11号） 5 領収書の写し 6 補助事業者がテナントを自己使用する場合は営業許可書の写し（許認可を必要とする業種のみ） 7 防火対象物使用開始届の写し（消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のみ）

5-1. 補助対象業種

補助対象業種(日本標準産業分類(平成25年10月改定)分類表から抜粋)

大分類	中分類	小分類	細分類
I 卸売業・ 小売業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業	
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	(ただし、小分類番号570(※注1)は対象外とする。)	
	58 飲食料品小売業	(ただし、小分類番号580(※注2)は対象外とする。)	
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業	5914 二輪自動車小売業(原 動機付き自転車を含む)
		592 自転車小売業	
		593 機械器具小売業(自動車, 自転車を除く)	
60 その他の小売業	(ただし、小分類番号600(※注3)は対象外とする。)	(ただし、細分類番号6051ガソリン スタンドは対象外とする)	
K 不動産業・ 物品賃貸業	68 不動産取引業	(ただし、小分類番号680(※注4)は対象外とする。)	
	69 不動産賃貸業・管理業	(ただし、小分類番号690(※注5)は対象外とする。)	
	70 物品賃貸業	(ただし、小分類番号700(※注6)は対象外とする。)	

- ※注1 : 小分類番号570 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(57 織物・衣服・身の回り品小売業)】
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- ※注2 : 小分類番号580 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(58 飲食料品小売業)】
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- ※注3 : 小分類番号600 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(60 その他の小売業)】
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- ※注4 : 小分類番号680 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(68 不動産取引業)】
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- ※注5 : 小分類番号690 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(69 不動産賃貸業・管理業)】
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- ※注6 : 小分類番号700 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(70 物品賃貸業)】
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

5-2. 補助対象業種

補助対象業種(日本標準産業分類(平成25年10月改定)分類表から抜粋)

大分類	中分類	小分類	細分類
L 学術研究、 専門・技術 サービス	72 専門サービス業(他に分類されな いもの)	(ただし、小分類番号720(※注1)は対象外とする)	
	73 広告業	731 広告業	
	74 技術サービス業(他に分類されな いもの)	746 写真業	
M 宿泊業、 飲食サービ ス業	76 飲食店	761 食堂, レストラン(専門料理店を除く)	
		762 専門料理店	
		763 そば・うどん店	
		764 すし店	
		767 喫茶店	
		769 その他の飲食店	
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	(ただし、小分類番号770(※注2)は対象外とする)	

※注1 : 小分類番号720 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(72 専門サービス業)】
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

※注2 : 小分類番号770 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(77 持ち帰り・配達飲食サービス)】
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

5-3. 補助対象業種

補助対象業種(日本標準産業分類(平成25年10月改定)分類表から抜粋)

大分類	中分類	小分類	細分類
N 生活関連サービス業、 娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業	
		782 理容業	
		783 美容業	
		789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
	79 その他の生活関連サービス業	791 旅行業	
		793 衣服裁縫修理業	
799 他に分類されない生活関連サービス		7993 写真現像・焼付業	
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	824 教養・技能教授業	
P 医療、福祉	83 医療業	835 療術業	
R サービス業(他に分類されないもの)	93 政治・経済・文化団体	939 他に分類されない非営利的団体	

6. 補助金支払いまでの流れ

○補助金支払いまでの流れ		時期等の目安	対応者
①	市商工政策課、タウンマネージャー、商工会議所に相談。必要書類準備。		申請者
↓			
②	アスベスト事前調査・分析調査 ※大気汚染防止法に義務付けられている建物を改修又は解体する場合		申請者
↓			
③	補助金等交付申請書の提出	毎月末締め切り	申請者
↓			
④	都城市商工政策課による事前審査		申請者、商工政策課、審査委員
↓			
⑤	中心市街地再生プラン事業費補助金審査会の審査 (リノベーションまちづくり事業、商業施設等整備事業(自己で使用する場合)のみ)	毎月15日前後	申請者
↓			
⑥	補助金等交付決定書による通知(交付決定した場合)	審査会終了後速やかに	商工政策課
↓ ※交付決定後に事業内容の変更や中止・廃止をする場合は必要に応じて変更届を提出			
⑦	事業(工事等)着工	交付決定から3月以内	申請者
↓			
⑧	業者等への支払い	工事の完了連絡後速やかに	申請者
↓			
⑨	事業実績報告書の提出		申請者
↓			
⑩	完了検査		商工政策課
↓			
⑪	補助金等確定通知書		商工政策課
↓			
⑫	補助金請求		申請者
↓			
⑬	補助金支払い		商工政策課

新 城



宮崎県 都城市 商工観光部 商工政策課 中心市街地活性化室

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

TEL : 0986-23-2983 FAX : 0986-23-2658

E-mail : toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp
